

岐阜県後期高齢者医療広域連合における 障がい者活躍推進計画の取組の実施状況

岐阜県後期高齢者医療広域連合では、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づき、「岐阜県後期高齢者医療広域連合における障がい者活躍推進計画」を策定・実施しています。

今般、障害者の雇用の促進等に関する法律第 7 条の 3 第 6 項の規定に基づき、障がい者活躍推進計画の実施状況を以下のとおり取りまとめたので公表します。

令和 6 年 6 月 7 日

岐阜県後期高齢者医療広域連合長 柴橋 正直

1 評価年度

令和 5 年度

2 取組内容の実施状況

(1) 相談体制の整備

障がい者雇用推進員として、総務課長を選任しています。

(2) 管理職員との面談による合理的配慮の提供

障がいのある職員の在籍がなかったため、特段の検討は行っていません。

(3) 非常勤職員の募集及び採用

募集及び採用に当たっては、以下の取扱いを行っていません。

- ① 特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
- ② 自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ③ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ④ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ⑤ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

(4) 職員研修の実施

職員研修は実施していません。

(5) 物品等の優先調達

障がい者就労施設へ事務用品を発注しました。

3 「取組内容の実施状況」に対する点検結果

令和 5 年度は、職員研修を実施できませんでした。本年度は、障がい者活躍推進計画に基づく取組のすべてを実施するよう努めます。